

现代日本语 理论文法研究

胡振平 编

大连理工大学出版社

现代日本语理论文法研究

胡振平 编

大连理工大学出版社

现代日语理论文法研究

胡振平 编

大连理工大学出版社出版发行

(大连市凌水河 邮政编码 116024)

电话:0411-4708842 传真:0411-4708898

E-mail:pdut@mail.dlptt.ln.cn

大连业发印刷厂印刷

开本:850×1168 毫米 1/32 字数:179 千字 印张:9.5

印数:1—1500 册

1999 年 10 月第 1 版

1999 年 10 月第 1 次印刷

责任编辑:王佳玉

责任校对:石 佳

封面设计:金 中

ISBN 7-5611-1712-4/H·296

定价:30.00 元

前 言

现代日本语语法分为实用语法和理论语法两大研究范畴,理论语法研究主要包括主语论争、陈述论争、修饰语论争、学校语法、敬语表现等以构文论为主要内容的研究,以及 Tense、Aspect、Voice、Mood 等语法范畴的研究。通过这些研究,系统地掌握日语特有的语法理论。这里主要包括主语、陈述、句子结构、学校语法、敬语表现等部分。

本书是 96 级日语语言文学专业研究生撰写的读书报告,通过 Seminar 的形式发表后,在导师指导下,学员讨论、质疑,然后本人再作修改,最后由导师编辑而成。对于日语理论语法研究这一门课程,本书可以作为学员的参考教材,从中学习如何撰写读书报告,怎样学习理论语法,对今后撰写报刊论文及毕业论文可以起到抛砖引玉的作用,特别是对撰写相关课题论文者是一部难得的、大有裨益的参考书。

本书作者:第一部分,胡振平;第二部分、第三部分,朱丽霞;第四部分、第五部分,马燕菁;第六部分、第七部分,贾友江;第八部分,朱凯;第九部分,宫伟;第十部分,李伟。

胡振平

1999 年 9 月

目次

第一部分 日本語文の基本的構造	1
一、文法とは何か	1
1. 学校文法と文法論	2
2. 実用文法と理解文法	4
二、文とは何か	6
1. 文法論の単位体	6
2. 語、文、文章	9
3. 文の定義	10
4. 一語文と一文文章	13
三、文の構造	16
1. 成分の性質と種類	16
2. 成分の構造	18
3. 文節構造	19
4. 連体構造	23
5. 連用構造	24
6. 述語の構造	26
7. 文の基本的構造	28
第二部分 文とは何か	32
一、始めに	32
二、さまざまな文の説	33
1. 大槻文彦の説	34
2. 草野清民の説	34
3. 山田孝雄の説	35 △
4. 松下大三郎の説	39

5. 橋本進吉の説	40
6. 時枝誠記の説	41
7. 渡辺実の説	45
三、終わりに	47
第三部分 陳述論争 山田孝雄、三宅武郎、三尾砂の理論をめぐる	50
一、陳述論争史の発端	50
二、陳述論争の焦点	51
三、陳述論争の概観	52
△ 1. 山田孝雄の陳述論	52
2. 三宅武郎の陳述論	57
3. 三尾砂の陳述論	59
4. 時枝誠記の理論	60
5. 詞辞連続説	64
6. 金田一春彦の不変化助動詞論	67
7. 渡辺実の理論	69
8. 芳賀綏の理論	72
第四部分 文の構造	74
一、始めに	74
二、従来の構文論	74
1. 橋本進吉の構文論	74
2. 時枝の構文論	80
3. 渡辺実の構文論	84
三、北原保雄の新しい文構造論	89
1. 文構造の新しい捉え方	89
2. 文成分の新しい捉え方	95
四、結び	102
第五部分 日本語における主語	106

一、始めに……………	106
二、従来の日本語文法論における主語……………	107
三、三上章の主語廃止論……………	116
四、主語をめぐる「は」と「が」……………	125
五、終わりに……………	142
第六部分 主語について……………	144
一、始めに……………	144
二、主語とはどういうものか……………	145
1. 西洋文法における主語……………	146
2. 日本語の主語……………	147
3. 学校文法における主語……………	149
三、「は」の文法的意味、機能……………	153
1. 「は」の本義……………	154
2. 「は」の構文的役割……………	157
3. 情報伝達における「は」の役割……………	159
四、終わりに……………	163
第七部分 主語と主題……………	165
一、始めに……………	165
二、主語について……………	166
1. 英語における主語……………	166
2. 日本語における主語……………	168
3. 主語の本質……………	169
三、主題について……………	171
1. 日本語における主題……………	172
2. 主題の本質……………	174
四、主語と主題……………	175
五、終わりに……………	178

第八部分 学校文法	181
一、学校文法とは	181
1. 言語生活、文法及び学校文法	181
2. 日本語の学校文法	182
二、学校文法小史	185
1. 文語文法の時代	185
2. 口語文法の時代	185
3. 大戦後から現在へ	186
三、橋本学説と学校文法	189
1. 橋本学説と学校文法の構成	189
2. 橋本学説が学校文法の主流となった原因	192
四、学校文法の批判を考へて	194
1. 教育体系としての学校文法の問題点	194
2. 批判を研究する基本的立場	195
五、学校文法批判	195
1. 概説	195
△ 2. 助動詞を認めない山田孝雄と氏の「複語尾」説	197
3. 松下大三郎の場合	200
4. 矛盾に陥った橋本進吉	202
5. 鈴木康之の場合	204
6. 鈴木重幸と形態論	212
7. 渡辺と三上の場合	216
六、結び	217
七、学習指導要領と学校文法	218
1. 学習指導要領とは	218
2. 学習指導要領における学校文法	218
八、学校文法の内容	223

1. 小学校	223
2. 中学校	225
3. 高等学校	233
九、これからの学校文法	233
1. 新しい動向	233
2. 展望	237
第九部分 敬語の言語体系	239
一、始めに	239
二、言語における敬語	240
1. 敬意・丁寧の現れ	240
2. 非敬語の敬意表現	242
三、敬語と意味	243
1. 二つの意味	243
2. 意味論から社会言語学へ	244
四、敬語と文法	245
1. 敬語の形態	246
2. 敬語と文中人物	250
3. 敬語の人称	253
4. 敬語と文体	257
五、敬語の語構成	261
1. 融合様式と分離様式	261
2. 融合様式の尊敬語	262
3. 分離様式敬語	263
六、敬語の分類	264
1. 尊敬語・謙譲語・丁寧語	264
2. 詞の敬語・辞の敬語	265
3. 素材敬語・対者敬語	267

4. 丁寧語と辞の敬語	269
七、結びに代えて	271
1. 表敬敬語	271
2. 皮肉の敬語	271
3. 職業敬語	272
第十部分 眠っている論理——日本語の特質	274
一、始めに	274
二、日本語は非論理的ではない	275
1. 数とテンス	277
2. 婉曲表現	281
3. 文における人称性	283
三、論理とその周辺	287
1. 論理とムード	287
2. 俳句の世界	288
3. 島国言語と冗語性	289
四、終わりに	289

第一部分 日本語文の基本的構造

一、文法とは何か

日本語のできる人には、文法という言葉を開いたことのない人はまずないだろう。しかし、文法は何かについてズバリ答えられる人はこれも少ないだろう。

文法の定義は不安定且つ困難といわれながらも、種種様々な論述があつて、ある程度の共通理解はないとはいえない。広狭深淺様々であるが、音声、文字、表記、修辭、文体などまでも文法に含めた時代もあつたし、逆に“言葉の決まり”、“文章作法”と称することもあつた。近代言語学のなかで、音声、文字、修辭などは独立に、文法学、文法論が体系的に論及され、その対象としての文法も限定されるに至つた。が、近年再び、他の領域との相関、複合、特に意味、語彙との関わりが問ひ直され、やや広く、文法の内容を膨らまそうとする傾向があると見られる。

専門の立場から日本語について考察する場合、音韻、文字、語彙、文法、敬語、文体、方言、言語生活などの分野にわけて考察するのが普通である。つまり、文法は独立した研究領域であることは明かである。“文を中心とする単位体の構成法則の骨組”と宮地裕氏が文法の定義を仮定している。一理あるから従いたい。

まず、“文を中心とする”というのは、研究の単位体のことであるが、普通“語、文、文章”という三つの単位体が予定されているが、語も、文章も、広くは言語的“意味”を担う形式に違いなく、言語単位体たり得るのもそのためであるが、相対的に判断、情意の基礎的単位体としては文に及ばない。しかし、語の構成組織を追求する“形態論”も文法論の一部たり得ると考えられるし、文章の構成組織を追求する“文章論”も可能として文法論の一部たり得るであろう。

そして、“骨組”というのは、言語単位体構成の外形たる音声形式に対して、その内形として文法を考えるとということを意味する。言語は意味表現のためのものであり、意味を支えるためにこそ、音声という外形と文法の“かた”とがあるというわけである。

また、意味表現のために文法があるのであり、意味構成の骨組として文法があるのである。文法論述のなかで、部分的に意味的制約が説かれることは一向に構わないけれども、それは、文法論述の便宜であり、手段であるというべきであろう。

1. 学校文法と文法論

文法はそれが何のためのものであるかによって違ったものになってくるのである。まず規範文法と記述文法とに分けることができる。規範文法というのは分かりやすくい

ば、実際に言葉を用いる場合に、それを正しく用いるために作られた文法のことである。子供が言葉を正しく使えるようになるために学校で教えらるゝのは規範文法である。また、外国人が日本語を勉強するために学ぶのも学校文法である。我々が文法的にはこういうのが正しいなどというときの文法はやはり規範文法のことである。このようにあるべきだという規範を組織したものが規範文法である。学校で教えらるゝので学校文法とも呼ばれ、また実用であるところから実用文法とも呼ばれる。

しかし、その規範の基準はどこにあるのであろうか、例えば、最近では“食べれる、来れる、花みたく、好きくない”などは、特に若者のなかで流行している。もともと規範ではなかったものはその内規範であるようになる趨勢である、いわゆる日本語の揺れなのである。

これに対して、言葉をありのままに記述する文法は、記述文法である。このようにあるべきだという規範を組織したものが規範文法であるのに対して、記述文法はこのようであるとありのままに記述するものである。“みたく”が現に通用しているのであれば、“みたいに”が本来的には正しい形であるにしても、“みたく”は“みたい”の連用形として記述されるのである。

一方、日本語には、客観的に文法が存在すると考えていい。しかし、述べられたり、論じられたりして、我々

が現実目にすることのできる日本語の決まりは、ある学者の考えた文法、ある研究者の構築した文法、つまり、一つの文法論なのであって、“日本語の文法”であるということにはならないのである。言語観の違いによって、或いは言語に対する観察の立場が違って、その考えた文法も様々である。例えば、“橋本文法”“時枝文法”“山田文法”“松下大三郎文法”などがそれである。これらは日本語の決まりを完全に説明したものではない。ある立場から、ある一面をとらえて説明したものしかない。

2. 実用文法と理解文法

表現文法、読解文法、解釈文法、学校文法、教科文法など実用を目的とする文法は実用文法である。一方、なぜ“このようであるか”、なぜ“このようにあるべき”かなどを究明することを目的とする文法は理論文法と呼ぶ。主として、論理学、心理学、哲学などの面から言語事実を科学的に解釈し、進んで、言語学、文法学というような独立した領域となるのである。

文法は、言葉の中にある決まりを人間が取り出したものであるから、いずれにしても一面的なものである。我々が文法を教えられて記憶するものだと考えてはならない。大切なのは文法について考えることであり、言語事実について文法的に考える能力を養うことである。

文法を考える場合に、形態や意味と並んでもう一つ重視し

なければならないものに職能がある。つまり、ある文の成分や文の要素が他の文の成分や文の要素とどのような資格でどのように関係するかという関係構成の職能のことである。この職能こそが文法論においては重視しなければならないものである。しかるに、従来の文法論においては、形態や意味の面についての考察は比較的詳しく深く行われたが、関係構成の職能についての研究は殆ど未開拓であったといえよう。

橋本進吉の文法論や、その影響を強く受けている学校文法においては、形態だけが極端に重視されている。橋本文法は絶対な影響力を持ち、学校文法として広く普及したから、殆どすべての人は橋本文法を日本語の文法であると考えようとした。しかし、日本語の文法は橋本文法だけではない。その以前にも、以後にも優れた文法論はいくつも存在する。

にもかかわらず、教科文法の主流としてすでに五十年にわたって命脈を保つ理由は、文構成に関しての難点などはあるが、簡明を期する教科文法で、語構成から文構成に及ぶ全体としてこれを超える新しい教科文法が、現実には組み上げられていないためである。橋本文法の文節主義への基本的批判は、第一に、文節関係だけでは文構成の重層的な意味関係を十分分析できないこと、第二に、文の成立の説明に不十分なところがあること、第三に、連文節を立てて

もなお残る諸問題への考究を欠くことなどである。

現在の学校文法も少しずつではあるが、変わりつつある。北原保雄の“日本語の文法”など、今後の学校文法に逸することの出来ない、斬新な学説も現れ始めている。今後の充実の期待されるところである。

北原氏及びその学説について、“日本語の学習と研究”の編集長である宋文軍氏は、当誌創刊十周年に際して、その記念号には次のように書いている。

“……北原保雄氏は、当代日本における成果たわわな、もつとも見込みのある言語学者であり、その文法理論は日本においてももつとも影響力を持っている。小刊にも連載文を發表させていただいて、中国においても多大な影響を及ぼすであろう”と。

二、文とは何か

1. 文法論の単位体

時間、空間、重さに関する“秒、分、日、月、年”“メートル、平方メートル、立方メートル”“グラム”などは、約束としての一定の操作量であって、時間、空間、重さなどの範疇を前提とし、物質、物体を測定するのに用いられる“単位”なのである。そして、物質の粒子として見いだされる“原子”や“分子”は、機能的統一体であって、崩壊によって機能を失うことがある“単位体”なのである。

言語には“単位体”があるのであって、“単位”があるわけではなく、単位体を便宜上単位として、より大きな単位体或いは対象を量的に測ることがあるにすぎない。言語における単位体が、原子などの単位体と根本的に異なる点は、第一に心的活動の有無である。第二に言語の単位体は、心的活動と関わる質的単位体たることが本質であって、量的単位によって測定できるのは、その外形としての音声形式及び二次的記号としての文字形式の一面にとどまるといふ点である。第三に、言語自体には、秒、メートル、グラムなどの“単位”そのものが存在しないということである。言語の外形を測定する単位は、すべて言語以外の世界に設定されたものであって、言語自体には単位がない。ただし、便宜上、小単位体によって大単位体を量的に測ることがある。その際は、小単位体を単位として大単位体を測るといふことができる。例えば、“三拍の語”とか、“二十語の文”とか、“八百文の文章”とかの類である。

“国語学辞典”の“文法研究の単位”の見出しのもとに、橋本進吉“文、文節、語”、山田孝雄“単語、文”、松下大三郎“原辞、詞、断句”、時枝誠記“語、文、文章”などをあげている。これらを通じて考えなければならないことは、次の三つがある。

第一、音素などが文法の対象とされないことは、それが音素形式だから当然であるが意味をささえる内形としての